三　令第四十五条第一項の地域

㈠　農地及び農業用施設に係る農林業施設小災害復旧事業に係る市町村の区域

都道府県名	郡名	市町村名
青森県		弘前市、十和田市、平川市
	東津軽	平内町
	西津軽	鰺ヶ沢町
	南津軽	大鰐町
	三戸	田子町
岩手県		一関市、奥州市
	岩手	雫石町
	紫波	紫波町、矢巾町
	西磐井	平泉町
宮城県		栗原市
山形県		寒河江市、長井市
	西村山	西川町、朝日町
	西置賜	白鷹町
福島県		二本松市
	田村	三春町
新潟県		長岡市、十日町市、見附市、魚沼市
富山県		南砺市
福井県		敦賀市、小浜市、越前市
長野県		飯田市、小諸市、佐久市
	南佐久	小海町
	下伊那	阿智村
	下水内	栄村
三重県		いなべ市、伊賀市
滋賀県		栗東市、高島市
京都府		南山城村
	相楽	京丹波町
	船井	京丹波町
	美方	香美町
兵庫県		五條市
奈良県		大淀町
鳥取県		鳥取市、倉吉市
	西伯	南部町、伯耆町
島根県		浜田市、大田市、安来市、江津市、雲南市
	邑智	川本町、邑南町
	鹿足	津和野町
岡山県		高梁市、新見市
	久米	美咲町
山口県		萩市
大分県		杵築市
鹿児島県		霧島市、伊佐市

㈡　林道に係る農林業施設小災害復旧事業に係る市町村の区域

都道府県名	郡名	市町村名
青森県		弘前市
岩手県		一関市
	岩手	雫石町
	紫波	紫波町
	西磐井	平泉町
宮城県		栗原市
山形県	西村山	西川町
	西置賜	白鷹町
福島県		二本松市
新潟県		見附市、魚沼市
福井県		敦賀市、小浜市
長野県		上田市
	下伊那	阿智村
三重県		いなべ市、伊賀市
滋賀県		栗東市、高島市
京都府	相楽	南山城村
	船井	京丹波町
奈良県		五條市
鳥取県		鳥取市
	西伯	南部町、伯耆町
島根県		浜田市、大田市、江津市
	邑智	邑南町
	鹿足	津和野町
山口県		萩市

○総務省告示第百二十八号

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第四十二条の二第二項及び地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第五条の三第五項の規定に基づき、地方独立行政法人が出資等に係る不要財産を譲渡したときに出資等団体に納付すべき金額を算定する基準等を次のように定め、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日　総務大臣　新藤　義孝

地方独立行政法人が出資等に係る不要財産を譲渡したときに出資等団体に納付すべき金額を算定する基準等

（出資等団体に納付すべき金額を算定する基準）

第一条　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第四十二条の二第二項の規定に基づき、地方独立行政法人（法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が、設立団体（法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の長の認可を受けて、出資等に係る不要財産（法第六条第四項に規定する出資等に係る不要財産をいう。以下同じ。）を譲渡した場合において、出資等団体（法第四十二条の二第一項に規定する出資等団体をいう。以下同じ。）に納付すべき金額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

一　出資等に係る不要財産の譲渡によって得られた収入の額（当該出資等に係る不要財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から地方独立行政法人が当該出資等に係る不要財産の譲渡に要した費用の額のうち設立団体の長が定める額を控除した額

二　当該出資等に係る不要財産の取得の日（当該出資等に係る不要財産について資本的支出があった場合には、直近の資本的支出があった日。以下同じ。）において、当該出資等に係る不要財産に対する全ての出資等団体からの出資又は支出の合計額に相当する額が当該出資等に係る不要財産の帳簿価額に占める割合